

# トピックからはじめる統治制度

## —憲法を考える

笹田栄司 = 原田一明 = 山崎友也 = 遠藤美奈

2015年10月発売 / 268頁 / 本体1900円 + 税



**編集担当者から** 「人権は分かるけど、統治は苦手」。そう感じたことはありませんか？ それは制度に対するイメージが掴みにくいからかもしれません。しかし、ニュースで話題の安全保障や憲法改正などは、いずれも統治制度に関する問題です。

本書では、各章 (Unit) 冒頭の Topic に、身近な話題に関する新聞記事、写真、表などをおき、問題のありかを直感的に捉え、興味を持って具体的に考えながら学習を進めていけるように工夫しています。

そのうえで、よりよく理解し現実の憲法問題をしっかり考えることのできるよう、本文では、最高裁判例、外国の制度との比較、歴史的な展開についても必要な範囲で丁寧に記述し、本文とは少し違った視点からその Unit の問題を考えられるよう、それぞれの Unit に Column を設けています。そして、さらに発展的に学習を進めたい人には、各章におかれた「さらに学ぶために」や巻末の「参考文献一覧」に掲載された文献が好適です。

憲法・統治を初めて学ぶ方、教養として学びたい方だけでなく、専門的に憲法を学ぶ法学部生や法科大学院生の最初の一冊としてもおすすめです。(W)

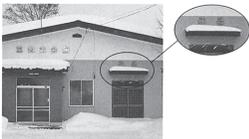
### Point!

P

各 Unit, 10 ページほどの読み切りです。ぜひここから考えを広げてください。

## Unit 20 公金支出の禁止

Topic 市有地に建つ神社



上の写真は雪の北海道である。鳥居をくぐって進むと建物があり、入り口が二つ見える。左側が町内会の集会場だが、右側は表示をよく見ると「神社」だ。実はこの敷地は市有地であり、かつては市から無償で提供されていた。地方自治法上、適正な対応には地方公共団体の財産を譲渡し、貸し付けるには議会の議決が必要であり (96条1項6号)、写真の市有地についても無償で使用させる旨が議決されていた。とはいえ、神社に対するこのような市の財産の提供は、公金支出の禁止について定める憲法89条に反しないのだろうか。

206

### 1 「財政の民主的統制」への統制—憲法89条

憲法89条は、国の財政について定める第7章に置かれ、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と定める。Unit 19 で学んだように、憲法第7章の他の規定が国の「お金の出入り」を統制するのは国会であることを強調する中で、89条には「国」も「国会」も登場しない。つまり両者の射程は、国や自治体に限らず、あらゆる公的機関に及ぶ。しかも民主的決定があらうとなかろうと、この条文に書かれた目的・対象への「お金の出」と「財産の利用提供」という財政作用は、憲法が直接禁止しているのだ。89条は、財政国会中心主義を定める日本国憲法において、財政についての民主的意思決定を覆せる強力な規定なのである (参照: 渋谷2013、石森2011)。

### 2 「政教分離」の財政による保障

(1) 条文の意義

憲法89条のうち、「宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため」の財政作用の禁止 (これを向条の前段とする) は、日本国憲法における政教分離規定の一つであり、政教分離の原則を財政面から保障するための規定とされる (内田2015)。政教分離原則とは、信教の自由の保障を間接的に確保するために、国家と宗教の分離と、国家の宗教的中立とを要求するものだ (津地鎮新訴訟最高裁判決・最大判昭和52・7・13民集31巻4号533頁)。このような原則を憲法に盛り込む理由は国によって様々だが、日本国憲法の場合、明治憲法下で神社神道が国教的地位を与えられ、軍国主義の精神的

Unit 20 公金支出の禁止 207